

生駒市地域公共交通活性化協議会規約（案）

平成 21 年 11 月 27 日 制定
平成 22 年 7 月 26 日 改正
平成 22 年 12 月 16 日 改正
平成 23 年 5 月 18 日 改正
平成 23 年 7 月 28 日 改正
平成 24 年 6 月 20 日 改正
平成 25 年 6 月 5 日 改正
平成 26 年 8 月 5 日 改正
平成 28 年 4 月 1 日 改正
令和 2 年 1 月 8 日 改正
令和 2 年 3 月 10 日 改正

（設置）

第 1 条 生駒市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行うために設置する。

なお、この協議会は道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に規定する地域公共交通会議の性格を有するものとする。

（事務所）

第 2 条 協議会の事務所は、奈良県生駒市東新町 8 番 38 号生駒市役所庁舎内に置く。

（協議事項等）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事項を実施する。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 形成計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 形成計画に基づく事業の実施に関すること。
- (4) 生駒市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 市営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

(6) 前5号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 監事 2人

3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、生駒市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員の中から会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

(監事)

第8条 監事は、委員の中から会長が指名する。

2 監事は、協議会の会計監査を行う。

3 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(会議の運営等)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長があらかじめ指名する副会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員（市民又は地域公共交通の利用者及び学識経験者に区分する委員を除く。）は、都合により会議を欠席するときは、代理の者を出席させることができる。

- 4 前項の場合において、欠席する委員は、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。
- 5 協議会の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決定することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会議は原則として公開とする。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 8 緊急を要する場合又は会長が必要と認める場合にあっては、全ての委員からの意見の聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、会議の開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第 10 条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(分科会の設置)

第 11 条 協議会は、第 3 条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 12 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、生駒市建設部事業計画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 13 条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 14 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第 15 条 委員は、会議又は分科会に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることが

できる。

2 報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 16 条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(規約の変更)

第 17 条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

1 この規約は、平成 21 年 11 月 27 日から施行する。

2 協議会の設立初年度の委員の任期については、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、平成 22 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 6 月 20 日から施行し、改正後の生駒市地域公共交通活性化協議会規約の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 25 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 8 月 5 日から施行し、改正後の生駒市地域公共交通活性化

協議会規約の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 1 月 8 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

生駒市地域公共交通活性化協議会委員

区 分		委 員
法第 6 条第 2 項 第 1 号の委員	地域公共交通総合連携 計画作成市	生駒市長
法第 6 条第 2 項 第 2 号の委員	公共交通事業者等	奈良交通株式会社 自動車事業本部 乗合事業部長
		近畿日本鉄道株式会社 生駒駅長
		公益社団法人奈良県バス協会 専務理事
		一般社団法人奈良県タクシー協会 専務理事
	一般社団法人奈良県タクシー協会 生駒市部会 代表	
道路管理者	奈良県郡山土木事務所長	
法第 6 条第 2 項 第 3 号の委員	公安委員会	生駒警察署長
	市民又は地域公共交通 の利用者	生駒市北地区自治連合会長
		生駒市西地区自治連合会長
		生駒市中地区自治連合会長
		生駒市東地区自治連合会長
		生駒市南地区自治連合会長
		エコネットいこま 代表
	公募市民	
	学識経験者	学識経験者
	生駒市が必要と認める 者	近畿運輸局奈良運輸支局長
奈良県県土マネジメント部地域交通課長		
奈良県交通運輸産業労働組合協議会 事務局長		